

報 道 資 料

平成30年9月21日（金）

奈良県防災統括室 藤田主幹（内線 2272）

奈良県農林部各担当

【農地・農業施設災害復旧事業】

農村振興課 長谷川主幹（内線 3909）

菊田課長補佐（内線 3911）

【林道災害復旧事業】

森林整備課 高橋課長補佐（内線 3973）

台風第19号、20号、21号による災害の

激甚災害の指定見込みについて

台風第19号、20号、21号による災害について、激甚災害に指定される見込みとなった旨、内閣府（防災担当）より情報提供がありました。

激甚災害の指定による措置の概要は以下のとおりです。

<措置の概要>

【市町村を対象とした局激として指定（野迫川村、上北山村）】

① 農地・農業用施設（水路、農道、ため池等）・林道の災害復旧事業等に係る国庫補助率の嵩上げ

（過去5カ年の補助率の平均82% → 嵩上げ後95%）

② 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（農地等の事業に適用）
県債を発行する事が可能、交付税措置がなされる。